

## 平成30年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年3月19日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知   | 2番  | 宮崎 春夫  | 3番  | 俵 薫   |
| 4番  | 伊藤 新司  | 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法  |
| 7番  | 村上 浩一  | 8番  | 石田 健治郎 | 9番  | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生  | 12番 | 井町 哲  |
| 13番 | 武藤 康志  | 14番 | 縄田 善博  | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二  |     |        |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 阿野 秀文 | 鮎川 幸彦 |
| 大石 洋典 | 佐藤 和美 | 田口 幸雄 |
| 瀧山 勝弘 | 松原 正晴 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 |       |       |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 中野 修
- 7 事務局
- |      |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主査 | 篠田 淳也 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 3 0 年第 3 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして少し話をしたいと思います。今年は雪が少ないので難しいかと思っておりましたが、結構な雨でそれも降っておりますので、この調子で降れば水の方もどうにかなるんじゃないかという風に思っております。とかく雨が降ると天気が悪い天気が悪いと言いますが、雨が降らなければ私達百姓にとっては大変な事になります。この雨が降る事も天気にとっては良いことではないかと思っております。気分的には落ち込むこともあるかも知れませんが、これから始まります農作業も本当に気をつけてやっていきたいと思っておりますし、みなさんも気をつけていただけたらと言う風に思います。先程まで年金の方の会議もやっておりましたが、それだけ農業者年金の方の加入推進について農業委員のみなさんに大変なご苦労をかけると思いますが、ご協力の方をお願いいたしまして私の方の会長の挨拶にさせていただきます。それでは本日の出席委員は 1 9 名中、1 9 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。続きまして、本日の委員の署名の指名をしたいと思いますが、それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。2 番、宮崎委員。5 番、安部委員。よろしく願いいたします。議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>1 件目。譲受人が地域の農地の荒廃防止の為、申請地を遠方に住み耕作管理が困難である譲渡人から買い受けるものでございます。要件について説明します。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、後ほど報告します農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出を出された畑を除く所有地は、自身と自身が構成員である農地所有適格法人によって耕作管理が認められます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。また第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、農作業年間従事日数は、基準の 1 5 0 日を超えております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。譲受人が地域の農地の荒廃防止のため、申請地を遠方に住み耕作管理が困難である譲渡人から買い受けるものです。</p>

	<p>まず第1号の全部効率利用要件についてですが、所有地は自身と自身が構成員である農地所有適格法人によって耕作管理が認められます。第2号、第3号には、該当いたしません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件も満たしております。第6号要件には該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。譲受人が青年就農給付金を受けるため、その要件であります耕作地が本人名義ではないという、こちらの要件を満たすため現在の耕作地であります、父親名義の農地の贈与を受けるものでございます。</p> <p>第2号、第3号には該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯員の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は満たしております。第6号転貸禁止要件については該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>4番、伊藤でございます。3月8日に山本会長、宮崎委員、石田委員、事務局2人で現地調査を行いました。計6人で実施いたしました。場所は県道33号線沿い。●●●●方向から●●方向に県道●●号線を進むと●●●●駅に入る十字路があります。それを右折して、距離的にはよく分かりませんが、中へ入って行きますと●●●●に入ってきます。ここの西側部分の所に位置するわけですが、申請者は農地を所有し、畑を持ち、なお農地についてはこの地区で行っている、●●●●●●の構成員となり、自分で果樹を経営されております。よって十分に耕作管理がされていると思います。事情があって受けられるのですが規模拡充にもなり遊ぶのは防げるのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>続いて、2番目、これも同じような位置にあります。これも自分で畑には栗林と田は●●●●●●の構成員となり利用権設定して耕作をされている。これも事情がありますが、規模拡大が認められ放棄地にならなくて済むのではないかといいと思います。審議のほどよろしく願います。それでは3番目、秋芳のことはよく分からないので宮崎さんどうでしょうか。</p>
議長	<p>よく分からないと言う事ですので、●●●●●●の●●●●●●のところから奥に入ったところの梨農家です。設定理由に書かれているように、息子が青年就農給付金の受ける為に父親の名義ではいけないので息子の名義に変えられるということでございます。ほぼ梨の畑ですが息子も本気でできていて、私が見たところでは問題はないかと思います。以上です。それと、1番と2番について非常に譲受人の住所が近くでございます。隣同士ですが浦安の方に出ておられますので帰ってこられる見込みがないため、このま</p>

	<p>ま放置しておくのと相続の時に地域で管理するのが大変だということで地域内に住んでいる人が譲り受けて今後とも耕地として管理をしたいということがお二人の考えのようです。そしてどちらの農地もお二人の農地の側にあるということで、隣接の二人が地域の有志の申出と言う方がいいような感じの譲渡でありました。以上でございます。それでは、地元担当委員の方より補足説明があればお願いします。</p>
6 番(推進委員)	<p>推進委員の大石でございます。特に補足はございません。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは3番目よろしくお願いいいたします。</p>
9 番(推進委員)	<p>地区担当の篠田でございます。特に問題はないと思います。審議の方よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは委員のみなさん何かご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。 よろしゅうございますか。(「はい」の声)それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 1件修正がございます。農地区分が1となっております、こちら現地の方が集团的農地と判断し1にしておりましたが、公共施設から近い農地区分を1から2に修正願います。お詫びして訂正いたします。それでは続いて説明していきたいと思っております。 1件目。申請地は●●●●●から西に400mの位置にある公共施設の近くにある第2種農地でございます。自身の住宅の防犯用として目隠しの垣根を設置するため申請されたものです。この際、垣根と住宅の間が通路となり住宅の敷地拡張扱いとしております。許可後の宅地全体面積は1067.04㎡となります。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可</p>

	要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
4 番	●●●●●の県道を北進し●●方向に約2 km 進んだところ、県道より左手部分に入った農村地帯です。田に地目はなっているが、自己管理された土地で南側部分の屋敷に面するところの道を少し広げて安全管理をされているとのことでした。原状から見て問題はないと思いました。ご審議のほどよろしく申し上げます
議長	ありがとうございました。地元委員の方から補足説明がございましたらお願いいたします。
3 番(推進委員)	推進委員鮎川と申します。今報告があった通り特に問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは審議に移りたいと思います。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	挙手。
	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、諮問会議に附します。ちょっとここで一言お願いをしておきます。推進委員のみなさんは意見は述べられますけど賛成反対はございませんので、最後の挙手のところは参加をされなくて結構でございます。別に参加をされたからいけないとは言いませんけど一つお願いいたします。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。番号1から8までを多いですが事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	議案朗読。 説明の前に6件目無断転用の案件でございますが、こちらについては2件目から5件目の施行業者が同一なのですが現地調査の際、総会に間に合うように申請書を提出することを条件に一時転用を追認する審議をする予定でございましたが、書類がそろわず申請

が間に合いませんでしたので、6件目につきましては議案から削除願います。6件目の●●●●●からの件につきましては議案から削除願います。

それでは他の7件につきまして説明させていただきます。

1件目。申請人は、広島県呉市に本店をおき不動産を営む法人でございます。申請地は、●●●●●から南西へ800mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため隣接する宅地を合わせ769.55㎡の土地を取得し、最大発電主力38.5キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。なお、現地調査の際問題になりました申請地の南側にある農地への進入路を確保するため、農地の耕作者と転用予定者が直接交渉されたとのこととでございます。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2件目。番号5番の案件まで近い範囲にありまして、同一業者の施行でございますので資料9ページの方に位置図をのせております。6件目につきましては、先程削除していただいたものでございます。

申請人は、下関市に居住する会社員です。申請地は美祢市役所から西へ1.1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの施設1区画を設置するものでございます。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可の要件のすべてを満たしていると考えます。

3件目。申請人は、下関市に居住する会社員で2件目と同一人物でございます。申請地は美祢市役所から西へ900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可の要件のすべてを満たしていると考えます。

4件目。申請人は、市内に居住する会社社長です。申請地は、●●●●●から西へ900mと1kmの位置にある2つの田で都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設2区画を設置するものであります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5件目。申請人は、下関市に本店を置き主に自動車整備業を営む法人でございます。申請地は、●●●●●から西へ800mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地でございます。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電主力44キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。この案件のすべてを満たしていると考えます。

7件目。申請人は、広島市に主たる事業所を置き建設業を営む法人でございます。申請地は、●●●●●から南西へ2.4kmの位置にある農用地区域内農地です。申請地を借り受け近隣で施工するメガソーラー施設設置関連工事のための工事車両用の進入路と

	<p>しての申請地の一部を一時的に転用するものでございます。農業地域内農地の転用でございますが、一時転用となり許可の対象となります。なお、一時転用ですので原状復帰を誓約するものの誓約書が同時に提出されております。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>8件目。申請人は、市内に居住する公務員です。申請地は、●●●●●から南西へ1.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地です。現在アパート住まいの申請人が子の誕生を控えているため実家横の父所有の農地を無償で借り受け自己用住宅1棟を建設するものです。残地については、畑地として利用され今後文筆予定でございます。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
4番	<p>4番伊藤です。地図を見ていただくと場所がよく載っていると思いますが、図面の真ん中辺りに●●●●●があると思います。これの南側に地図上では残されていると思いますが、現場へ行きましたら空き家となっている家屋があります。その敷地及びその南側に田がくっついているわけです。その家を解体して更地にし、太陽光パネルを設置しようとする面積からして管理できないので田を埋め立てソーラーの敷地として利用したいという申し出のようです。付近も問題ありませんし、そのまま放置していても支障がきたすので、この施設を作った方が良いのではないかと認めました。なお、屋敷の側約3～4m弱と思いますが、奥に耕作地があります。先程説明がありましたように、ここの通路を確保できるよう伝えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>続けて、2番から4番先程説明がありましたように、地図でおとしてあるように同一中央付近にあります、●●●の北側部分になりますが、●●●●●や団地等が所在する所の南側の方になると思いますが、大変広い良い土地なんですけど耕作がなかなか出来ないようで、放置されて荒らされるよりは施設を設置される方が有効でいいんじゃないかと見てまいりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>7番も太陽光の工事ということで県道●●号線、通称●●●●●線と言っているそうですが、●●●●●から●●●方向に一つ目の交差点があります。これを左折して●●●方向に500mよりあるかもしれませんが右手の田です。現在は自己管理された田なんですけど、ソーラーシステムを山の中に工事を進めるには一番適した場所という説明を受けました。周りの環境状況等も問題ないと判断しております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>最後8番ですが、私は場所がよく分かりませんが、国道●●号線を●●●方向から●●●方向へ進行します。途中から旧道に入り●●●●●を渡り、約1km行き途中左折し●●●●●線という方向に入って行きます。それから約1km山に入っていくと、申請した場所</p>

	<p>は元々ぶどう畑をやっておられたようです。現在ぶどうの木を払われて自己管理をされた畑です。そこへ孫が家を建てるということで本申請になったようです。田に敷地を増設するんですけど、若干土手部分に余る余地が出てきておりました。それをこの後畑地への進入路として申請されています。若者の定住ということではないかという風に認めて帰ってまいりました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。 1番です。</p>
1番(推進委員)	<p>推進委員の阿川と申します。今、伊藤委員の方から言われた通りです。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>2番から5番まで</p>
2番(推進委員)	<p>今、伊藤さんが言われたように、追加はありません。</p>
議長	<p>はい。7番。</p>
20番(推進委員)	<p>松原です。先程ご説明があったように別に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。8番。</p>
2番(推進委員)	<p>今、委員さんの方から言われた通りです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。一つほどあんまり大したことではないですが、8番のはお孫さんではなく息子さんです。それと、もう一つ2番から5番でございますけれど、確かに水田としては非常に条件的には良い所なんですけれど水がないんですよ。今までずっとポンプアップでやってたんですけど、実は今の入ってるポンプの前のポンプ、一度上の県道のところまで水を揚げましてそれを各田んぼへ水路で配布していたんですけど、このパイプがなぜか知らないけれど一軒の家の納屋のど真ん中を、納屋の中を通ったんです。その関係でポンプもパイプも全て一度撤去されまして、現地調査に行かれた方は御存じだと思いますが、ところどころに</p>

	<p>パイプが出ておりますが、これはその今後あそこを作っておられた耕作者の方が自分でパイプの設置をして作っていたというもので、実際に今からどうかしようと思えばまたその設備からやらないといけないという所です。それともう一つ第一種住宅農地用途区域に入っておりますし、致し方ないではないかなと思っております。それとここそのまま家を建てると言うことになりましたら、何年かに一度確か水没するはずです。太陽光をやってはたしてどうなんだろうかという風にも思っておりますけど、私の言うところではないと思っておりますので、何も言っておりません。以上でございます。委員のみなさん何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
6 番	資料の関係で、資料の 8 番、番号 4 のところで資料番号 4、番号 4 番目ですね、資料 8 番、7 ページの番号 4 番目のところ
議長	資料ではなくて議案の方の 4 番。
6 番	ここで太陽光発電施設丸 2 と書いてあるのは、2 番という事なんですか。
議長	2 面ということですよ。
6 番	2 面で、全部これ掛ける 2 ということですね。
議長	そうです。
6 番	丸 1、丸 2 の
議長	丸 2 というのは掛ける 2 という意味です。
6 番	これは掛ける 2 という意味ですね。
議長	これは 5 5 2 m <sup>2</sup> の設置面積の太陽光パネルが 2 面というんです。その下は、4 9. 5 k w の出力の物が同じものですから 2 面という意味です。他にございませんか。

9番	9番の櫛崎です。資料の9ページで太陽光を設置する場所が示されているのですが、ここで先程会長が説明された水がなくてポンプアップしているというお話でした。それで太陽光を設置する田んぼ以外にも同じ条件ですね。
議長	そうです。現在作っておられる田んぼを説明しますと、●●●●さんという字がございます。左の下の方に番号2の所の斜め右この下の水田と確かそのもう一つ左側の田んぼの2箇所耕作されています。これは川が左側の方にずっと曲がっているんです。曲がって、そこから水をエンジンポンプでポンプアップされてこの2つは作っておられます。1つは●●さん、もう1つは誰が作っておられるかわかりませんが、
9番	と言いますのは、農業委員の職務として農地の集積という事があるわけですね。こういう風に太陽光パネルをどんどん設置していくと農地の集積という集積率が非常に悪くなるわけなんですよ。その辺をどう考えたらよろしいか。
議長	これが農振地域であれば関係してきますけど用途地域なんですよ。要するに早く家を建ててくださいという地域で指定、都市計の中でそのような形で指定されておりますので、こちらの方の関わりはあまり大きく影響がしません。
9番	そういうことですか。
議長	むしろ早く耕作放棄地がきれいになってくれる方が私達ここを誰かに農地で作ってくださいと言って歩いて、誰もほとんど作ろうと言われる方はいらっしゃらないと思うんですよ。これが非常に良い農地の中でぽつんとそこに太陽光をされると、かなり問題になると思いますけども私的にみても埋まってきれいに、何だかの形で利用される方がいいのではないかと思います。
9番	はい。分かりました。
議長	先程言いました納屋の中をパイプが通っていたというのが5番の上に家のマークだけありまして、名前が書いていない所がありますね。家が建っているよと5番の左上。家が2戸建っているように書いてありますね。ここの右側の空いている所に納屋があるんです。この納屋の中を通って大きい方が主屋なんですけど、そのまま手前の方にパイプで水を出してそこに大きな受け升がございます。全ての田んぼに水を排水してたんです。なぜそれを知っているかと言いますと、ここのポンプの撤去とパイプの撤去を僕が請け合いましたので、そういう関係で良く知ってるんですけど、その時からポンプ退けたら水無くなるねとお話したんですけど、

	<p>よその納屋の中を通っているし保障問題になってくるからということで撤去をしたという、でも青線が中を通ってるのに家を建てられたような意見もあるんですけども、今となってはどうしようもない、その時はいたしかたないという感じでした。余分まで言いましたけど、そういうことでございます。他に何か意見ございませんか。</p> <p>よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番員の報告、すみません。ちょっとお待ち下さい。1個飛ばしたようです。1個飛ばしてます。すみません。</p> <p>次の所に紙を回してください。</p> <p>議案第3号につきまして原案の通りに決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農業地区域の除外申請についてを議第といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請者は●●●●●から南西に700mの位置にある農用地区域内の農地でございます。こちらの畑の一部に携帯電話基地局を設置されるため、除外申請をされたものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員さんご報告の方をお願いいたします。</p> <p>2番宮崎です。この土地は●●●●●というところがございます、●●から●●へ向かうところの小さな集落でございます。ここに書いてありますように、携帯電話の基地局が建つという形で面積的には、二畝くらいの面積を必要とする農用地でございます。</p> <p>18㎡。全体で二畝。</p> <p>部分的には若干土地が空く畑が残る部分がありましたので、その辺はきちんと残さないようにという形の要請をしまして、まとめとしました。そういう形で審議を進めたいと思います。</p>
事務局	
議長	
2番	
議長	
2番	

議長	それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いします
8番(推進委員)	地元委員の佐藤と申します。当地は後、事後ページの農地法第5条第1項第7号でまた審議されると思うんですが、元補助整備した後だと思うんですが、当地は既に24畝以上の柿が植えてありまして、もう田んぼとしてよりも畑として利用されているようがあります。先程委員さんが言われましたように、実際の無線基地局は鉄塔18mということで道路のすぐそばの角っこに設置されておりまして、他に支障ないと判断しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。
11番	無断ですか。
議長	無断じゃないですよ。
議長	よろしゅうございますか。それでは他に意見がございませんようですので、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告によるに協議結果の意見等決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	挙手。
	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第5議案第5号農用地利用集積計画の決定についてを議第といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 美祢地区の委員さんには美祢地区、美東地区の委員さんには美東地区、秋芳地区の委員さんには秋芳地区を添付しております。4ページ目から18ページ目が美祢地区の内容、19ページ目から28ページ目が美東地区の内容、29ページ目から44ページ目が秋芳地区となっています。45ページと46ページ最終ページは全ての地区になりまして、中間管理機構の内容が記載してあり

	<p>ます。今回、昨年の10月に利用権設定の協議会を持ちまして2月の総会までみなさんの方に更新並びに新規の設定をしていただきましたものでございます。新規の契約内容で合計288,852㎡、筆数は172筆、更新は183,314.28㎡、1,106筆ございました。新規と更新の合計は2,092,166.28㎡、1,278筆利用権設定することができました。2ページ目に戻っていただきまして、この表は年度ごとにまとめた表でございます。1ページ目に戻っていただきまして最終的に新規設定されたものと再設定そして合わせたものが記載されるようになっております。美東地区の委員さんをお願いがあるんですけど、美東地区の方で27ページ、277番●●●●さんと●●●●さんの利用権設定になりますが、全体的に4月1日に公告はするのですが、前の方今回の議案書にあります解約の方に出ていまして、17ページの2番、3番●●●●さん、●●●●さんの件になりますが補助金を●●さんが受けていらっしゃる関係上、4月30日まで耕作するようになりますので次に●●●●さんが有権設定されますのは5月1日公告から開始ということになります。以上です。</p>
議長	<p>只今の説明で何か質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>277番については4月いっぱいまで前の方との契約の関係があるということですね。</p>
事務局	<p>はい。そうです。</p>
議長	<p>5月1日からということになっているんですね。</p>
事務局	<p>277番だけが5月1日開始になります。</p>
議長	<p>意見ございませんか。意見がございませんようですので採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして、原案の通りに決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは報告事項に入ります。議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についての番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北に3.1kmの位置にある畑でございます。こちらは元々申請地のすべてが急斜面の状態です。耕作管理が困難な状況でございます。頂上部分につきましても水路に隣接するといった条件の為水路保全を目的とした法面として転用届を提出されたものでございます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●でございます。●●●●●から南西へ1.2kmの位置にあり、先程ご審議いただきました5条の8番の●●さんの自己用住宅の残地となった畑地への進入路としてお父様の名前で転用届を提出されたものでございます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>伊藤です。引き続き1番の●●さんの件から説明します。図面で見てもいただければ分かるんですが、先程3条関係で説明した場所の近くなんです。これは図面にあるように植柳さんの事務所から約西側に300mくらい入った地点です。付近は田んぼなんですけども、今回の申請地は地目が畑になっているかなりきつい法面になっているわけなんですけど、その畑地の下に耕作田があるんですけど、その水の管理をしていた水路を準備したいとその為にはここを変更しなければいけないという申請だったと主に認識しております。場所が田んぼの水路保全であれば十分ではないかと認識しております。ご審議よろしくをお願いいたします。2番目の白井さんこれは先5条で説明しましたが、若者の新規住宅を建てるという為の変更なんですけども、先程話したように敷地を通るについて段差のある田んぼと今回作る敷地の間が何メートルか余分な土地が残ると、これでは無駄な土地になるという事でご指導したら、今回そこを進入路として十分に活用できるのではないかと思います。先程も言った通り全て問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
6番(推進委員)	<p>推進委員の大石です。その日雨が降ってまして、ここは水路を支えるための法面ですので3mくらい高さがあるんですかね。かなり高いですけど。今伊藤さんからご報告があった通りでございます。よろしくご審議申し上げます。</p>
議長	<p>はい。それでは2番目。</p>

2 番(推進委員)	推進委員の阿野です。伊藤委員さんのおっしゃる通り問題ないと思います。
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと私の方から補足をおきます。この1番の水路の件なんですけど実はこれかなり山の奥から、サイフォンで高台に水をシンツツミという堤があるんですが、その堤よりサイフォンで水を送ってきて田んぼの周りがある田んぼの1番高い所に水が噴き出してその高台をみんな潤している水路でございます。よって、元々きちんとした畑であったのか田んぼだったのかよく分かりませんが、そこに水路を作るためにかなりの法ができて、その法がそのまま農地の名目のまま残っていたようです。それと2番の件ですが、家を建てられると奥にまだ1,000㎡近い農地がございます。その農地に入る道がですね。息子さんの土地ですから、屋敷の中を堂々と通って入っても何の問題もないかとも思いますが、やはり奥の農地を管理する上で今後どのような形になるかというのは分かりませんので、きちんとした進入路を確保して下さいというふうをお願いをして進入路として確保していただいた次第でございます。報告案件ではございますけれども、何かご意見ございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは発言もございませんようなので報告第1号を終了させていただきます。議事順位第7 報告第2号 農地法第5条 第1項第7号の規定による農地転用届についての1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請者は KDDI 株式会社で、申請地は●●●●●、●●●●●から南東に4kmの位置にある416㎡の畑の一部に作業用の一時転用地を含めた116.94㎡を借用し、携帯電話の通信状態向上のために携帯無線基地局を設置される届出でございます。なお、設置後必要な管理通路については届出がありしだい現地調査、総会での報告を行います。</p> <p>2件目。申請者は KDDI 株式会社で、申請地は●●●●●、●●●●●から北西に6kmの位置の田でございます。隣接いたします雑種地、耕地番●●●●●こちらの方に携帯基地局を設置するため仮設の工事用進入路を設置するものでございます。なお、4月中には鉄板等を撤去し原状回復される予定でございます。</p> <p>3件目。申請者は KDDI 株式会社で、申請地は●●●●●、●●●●●から南西に700mの位置にある畑地の1面に携帯電話基地局を設置するための届出でございます。携帯電話基地局の設置付近に柿の木があったようでございますが、こちらについては移植されるということの申出を受けております。以上でございます。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

4 番	<p>伊藤でございます。引き続き1番からいきます。現地は県道●●号線●●●●●交差点でよろしいでしょうか。●●の方へ向かった地点にある信号のある交差点です。南西●●方向に入っていきますと、約2km進行したところに埋立地、図面で言うと●●●●●●●●●●残土処理場というのがあると思いますけど、下側にどういいうわけか現在はきれいに埋めて更地になっている土地の一部です。設置するのはこれの図面から言うと、道路に面した所から真っすぐに入った左手の一部を基地局の土地として利用されるようになっております。なお、かなり道路と埋め立てた土地の間に水路があって法面があります。この法面を潰さないように水路を妨げられないような工事をしてもらいたい旨の意見を附したところです。引き続き2番のKDDIのアンテナになるんですが、これが私もよくわからないのですが、昔の●●●●●駅の前を通過して●●、●●地区方面から●●地区方面を結ぶ県道●●●●●線これは図面に出ていますけど、この途中にこれが位置するのではないかと思います。この先を北進すると先程申請のあった●●さん、新しい家を建てようというあれに通じるのではなかったかと思っております。場所はちゃんとした場所に借地予定をされていますので問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>では3番をお願いします。</p>
2 番	<p>2番宮崎ですが、これは先程ご説明をいたしましたように、●●というところですが面積的には18㎡ですので、少しこの面積の部分にアンテナを設置すると形でさほど問題になるようなところではないと感じましたのでご報告しておきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
8 番(推進委員)	<p>地元の佐藤です。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい。1番。</p>
2 3 番(推進委員)	<p>推進委員の山田です。伊藤委員の言われた通りでございます、別に問題はありませんがまだ管理道路ができないということでその辺はまた報告があるということですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。2番。中野推進委員が今日は欠席ですので、私の方から2番につきましてはご説明をいたします。伊藤委員は地理的に全く分かっていないようなので、簡単に説明をいたします。ゴルフが好きな方なら、●●よりの方から●●●●●●●●</p>

	<p>に入っていく道の途中に通称●●という集落なんですけれど、その集落の左側にありまして、その次に右側に家が何軒かありはじめたところなんですけど、実はアンテナ自体は墓地の中に建つので先月ちょっと修正がでておりましたが、現況証明が出ておりましたが、この墓地にアンテナ自体は建ちます。墓地に行くまでに通路がありませんので、工事の通路を作るための一時転用でございます。ここの管理は屋敷の中、元の墓地に行く道がございますのでそこを歩いて行って管理をされるとこととでございます。別に問題はないと思います。以上でございます。委員のみなさん何かご意見ございましたらお願いします。</p>
6 番	<p>6 番岸です。先程の●●の資料 3 番目ですが、転用が 1 8.4 4 m<sup>2</sup>ですがこれが正しいと思うので、先程の資料は 1 8 m<sup>2</sup>までしか書いてなく.4 4 が抜けているので、1 0 ページのところを訂正でしょうか。</p>
議長	<p>事務局。1 0 ページは訂正でいいんですか。</p>
事務局	<p>除外申請の方のルールを存じていないので、申し訳ないんですけど除外の方の申請用紙の方が.4 4 を省いた状態で申請されていた</p>
議長	<p>除外なので農林課の方がはしょったんでしょう。</p>
事務局	<p>です、1 8.4 4 m<sup>2</sup>で間違いございません。</p>
議長	<p>別段問題ありません。他にございませんか。他に意見も無いようでございますので報告第 2 号を終わらせていただきます。ちょっと簡単に今の報告の案件について説明をしておきます。実はこの報告案件につきまして説明しておきます。実はこの報告案件携帯電話のアンテナの基地なんですけど、これは別の法律がございまして農地法はこの限りではないというふうにくくられている部分があるところなんですけど、要するに 5 条 1 項の 7 のところに農地法のいろんな部分の許可等を簡略化しますよという風な意味合いの法律になるんですけど、その空中線のアンテナ工事につきましては農業委員会と協議をしてくださいと、農業委員会との協議が終了し次第工事にかかってもいいですよというのがこの法律なんです。ですからアンテナの工事が始まっているところもあると思います。事務局で協議を言うことであれば農業委員会との協議ということにはなりませんので、美祢市としてはこの協議を現地調査と一緒に協議をするというようにしております。ただ現地調査が終わり次第準備が終わり工事を始めることもございますので、その辺についてはこれは法律の中で認められております。以前それが認められているからいいではないかということで、美祢市に書類を持ってきてここにアンテナを建てるぞということで勝手にアンテナ工事に入られた業者がありますけれど、この時はソ</p>

	<p>フトバンクという会社の下請けの会社の工事だったんですが実は農水省までこの問題が届きまして、農水省も含めて全国の農業委員会にこういう風な問題が起こっているので注意なさいという文書が回った件もあります。これは私達が現地調査に行きますともうすでにアンテナが建っております、どうしたらいいのかということで向こうの担当者が開き直りまして、私がかかなり怒られまして、そのような案件がありました。ですから、協議が終わるまでは工事に入れませんが終わり次第入れるということでございます。その協議の中で今気をつけているのが、取り付けと要するに今後このアンテナを保守管理するための人間が最低歩くだけの道を確保してくださいというのを気を付けて業者の方に指導をしている次第でございます。先程の第1番目の件につきましては今管理道についてはまだできておりませんが、実は今日事務局の方に顔を出しましたらこのように管理道を付けるように地主さんと話がつきましたので、という図面がきております。きちんとした管理道が来月ぐらいの委員会の総会の中で出てくると思います。申し添えておきます。それでは議事を進めます。議事順位8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についての1から5までを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申し訳ございませんが、記載の方申請者貸付人の方に借受人の方が抜けております。上の段の方が貸付人、下の段の方が借受人で記載をお願いします。申し訳ございませんでした。</p> <p>朗読。</p>
	<p>1件目。借受人の上田さんが体調不良を理由にこちらの通知書を提出されたものでございます。今後につきましては近隣の担当の農業委員さんに申し送りをされているとの事でありませぬ。</p> <p>2件目と3件目につきましては、先程の利用権設定の方でございましたけれども4月30日までは現在の借受人●●●さんが管理されるということで、こちら解約の通知書の方にも合意解約が成立した日は29年12月10日と記載してございますが、土地の引き渡しの時期につきましては平成30年4月30日と記載してございます。今後については決まっているというものでございます。</p> <p>4件目と5件目。こちらにつきましては、理由といたしまして農地中間管理事業の利用ということでこの度解約されたものでございます。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>1番についてはまだないですね。</p>
事務局	<p>もう決まっておられます。今日利用権の設定を提出いたしました。</p>
議長	<p>4番、5番は管理機構にいつて今度は誰が作るんですか。</p>

事務局	●●●●●が作るということを聞いております。
議長	<p>以前出ていました、既に契約がしているものを一旦借り受けしてまた同じ契約者との間での管理機構へ移行というのが以前から時々出ていまして、県でも私達にいろいろ事務局の事務量が増えるばかりで何もならない、同じことをするなという事を言っておりましたが、実は先日の会計検査員の検査の中でこの問題は大きく取り上げられて、なぜこんな不必要な不合理な事をするのかということで取り上げられていました。私達が思っていたことはそんなに間違っていなかったんだというふうにも感じております。ただ管理機構の業績を上げるがゆえにやっていると、例えば私と職務代理が田んぼを私が職務代理に貸していると一回解消して私の所から管理機構にお願いして管理機構が職務代理にまたお願いするという全く作る人も変わらない、貸主の元も変わらない間に管理機構がかんだだけということになります。それともう一つこれは情報ですが、管理機構を通して貸貸借ではなくて使用貸借もOKだという事ですので、今後管理機構を通さなければいけない案件があるという今までの使用貸借だったんですが、今度は貸貸借になるのかなと私もそのように誤解していた部分があるんですけども使用貸借もOKだという事ですので、頭の隅にでも置いていただけたら何かの時に役に立つのではないかというふうに思います。只今の報告事項ほとんどが次の耕作者も決まっているようですが、よろしゅうございますね。（「はい」の声）それでは特に意見もございませんようですので報告第3号は終わらせていただきます。続きまして議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北に4.6km●●●●●付近にあり申請が1筆、こちら平成元年頃耕作放棄後申請地の過半にわたり竹が生育繁茂し、その他の部分についても原野化しておる状況でございます。以上ご報告いたします。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
2番	<p>宮崎です。場所は●●●●●という所から●●の方へ向かいまして、むしろ●●に近い方なんですがこの集落で17、8戸の集落の●●さんという方でございまして、現状ではここに書いてあるようにもう耕作はできない状況でして面積も少しでございまして、もう周りにはほとんど木が育っている状況でございまして田んぼとしては終わっている状況でございまして、信託をお願いしたいと思っております。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
11番(推進委員)	地元推進委員の田口です。よろしくお願いいたします。今委員さんから説明されました通りもう荒れてよそに迷惑をかけるようなこともございませんので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんから何かご意見ございませんか。場所的にはもう100mくらい行ったら●●●です。●●●です。●●●●の所から坂を登りきって●●の方を下り始めて2kmちょっとくらい行った所だと思います。よろしゅうございますね。「はい」の声)特に発言もございませんようですので以上で報告第4号は終わらせていただきます。続きまして議事順位第10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回5件。農事組合法人●●●●●、●●、●●●、●●、●●●●●から提出がありました。また前期●●●●●、●●、●●●●●につきましては報告書の事業状況また構成員の状況、また執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありましたが、●●●●●につきまして農業関係者というところで前年度の実績と当年実績の日数がなかなか合っていないと言うことでこれは差し替えをお願いしていたんですが、総会に間に合わなかったのもまた差し替えたいと思います。また業務役員の状況につきましても過半数の役員が原則150日以上が必要なんです、施行規則第9条により日数計算等計算致しまして基準を満たしていると判断いたしました。また●●●●●につきましては、当初提出していただいた時には事業の状況売上高が昨年度も千円単位で記載されていたと思いますが、今回も千円単位で出されておりましたので円単位の方に訂正していただきました。また今度提出される時には円単位で出していただくようお願いしております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。只今の報告第5号につきまして何か発言ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声)それでは発言もないようですので報告第5号を終わらせていただきます。
議長	それでは農業相談日の報告をお願いいたします。
8番	8番石田です。農業相談の日にちにつきましては3月13日午前中2件相談を受けまして、担当相談委員が伊藤(美)委員と俵委

員です。まず1件目でございます。●●●●●の●●●さんでございます。相談内容ですが、山立溜池堤の水利権があると思って水をもらいたいと現地に行ったところ、バルブ等の管理をされている現地の方に水利権があるという証明となる書類を持ってこいと言われてどのようにしたら証明できるのか悩んで相談に来られました。質問2ですが、水利組合と将来に通用する書類とはどんなものを作ったらいいかという相談でした。まず質問1の回答でございます。水利権が実際にあるかないかなんですけども、まず市役所の固定資産税係に向かい、分権図を入手し青線の確認をしてくださいというふうにご説明をいたしました。もし青線があれば水利権があるということになるわけですけども、溜池との関わりは青線だけでは証明できないところもあるんですけども一応そのように確認してください。という風にお話をしました。それと堤の改修工事が過去あったわけなんですけどもこの際に水利権の取得という改修に伴う負担金等の件について話があると思いますので地区の農業委員さんのところに来て、その辺のご介入を頂けたらという事で回答いたしました。2番目の質問ですが、司法書士さんをお願いするしかないだろうと司法書士さんをお願いして下さいと回答をいたしました。後日水利組合の方に知り合いがおられましたので概略を聞きに行きました。山立溜池改修工事計画時に申請者への説明、協議がなされたはずだと言う事で●●●さん宅を含む堤下の方々にも改修工事の負担金等の支払、水利組合の加入の確認だと思われるんですけども、その後の堤の保全維持活動等一切参加されない、本人も水利組合に入っていないと言われたわけなんですけど、その時に堤の水利権を拒否された、いらぬよと言われたというふうに関地の人は認識されているようです。堤下の現状は以前は休耕田扱いをされたというふうに言われていました。ある一部の所有の方については田を作らない状況にあるようなんですけど、この●●●さんはその田んぼを作るという方向に舵をきられたようでございます。実際に現地に我々もバルブの所在地と青線の状況の確認と今後フォローしていきたいなというふうに思っております。縄田委員さんとも協力して現地の確認等していけたらというふうに思います。2件目でございます。当日3件の事前予約があったんですけども、2件お二人については相談に来られませんでした。相談を待っていた時に、予約なしで御夫婦で相談に来られ、その方の相談を受け付けました。内容についてご説明をいたします。お名前は●●●●●さんでございます。ご夫婦で来られました。住所は●●●●●でございます。該当する田んぼは●●●●●号線の●●の田んぼの一部です。問題になっている田んぼの所有者は入見の方で●●●さんは●●から田んぼを作りに来られるそうです。その田んぼの畦が猪に荒らされて困ると本人に言っても取り合ってもらえないのでどうかしてもらえないかというのが1件目の質問で、2件目の質問が当事者が生活保護を受けているとういことで、刈ってくれと言ったら私は生活保護を受けているから仕事をしたらいけないと言われたので、生活保護者は仕事をしてはいけないのは本当でしょうか。という質問でした。質問1の回答ですが本人への指導ということになるんですけども、今年の8月、11月に遊休農地の調査が事務局の方でされます。この時にこの入見の方の田んぼが遊休農地として指定されれば利用意向調査を出します。その時に、●●●●●さんという方なんですけど耕作管理等のご指導方々文書を出すようにしますということをお返事いたしました。質問2の方なんですけども、生活保護者が仕事をしてはいけないのかという事ですけども、美祢市の地域福祉生活係に事務局から問い合わせをして

	<p>もらい、回答は生活保護受給者が仕事を行ってよいが、仕事をした場合はその旨を地域福祉課に連絡を下さいと言うふうになっている。だから仕事をしてはいけないということではないとの回答をいたしました。そのご主人と奥さんの意見等多少ありました。ご主人は田んぼを作ってもいいと思っておられるんですが、奥さんは絶対に嫌とあの人と関わるのは嫌だと言われました。警察にもやっかいになることが多くて、何をされるか分からないから奥さんも嫌だと言われたんだと納得しました。私が直接担当地域なんですけど、本人に刈りなさいと言っても全然聞かれる状況ではないと思っております。奥さんと御主人も帰り際に自分達で隣の田んぼも刈れる範囲で刈りますと言われて帰られました。こちら相談にのられたことがあったのかなというように思いました。そういう事で本件の相談を受けて、お話したようなご回答をいたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。大変御苦労さまでございました。続きまして、農業相談とは別に俵委員さんも含めて●●の●●地域で農業委員会を呼んで会議が開かれたようでございますので、俵委員の方からもしできればお願いします。</p>
3番	<p>3番の俵です。2月の農業相談の時に●●●●●の●●●●さんという方が御相談に行かれました。その時の●●さんの思いは集落営農もなくなり、中山間も辞め、確か集落営農を辞めて5、6年くらい前になるんじゃないかと思っているんですが、それまでは●●さんと農家の方集落営農で、山口型の集落営農をされていたんですが、麦等をやっておられました。しかしその集落営農が辞められたという事でこの5、6年自己保全でずっとやってこられたんですが、年齢的にもこれ以上は限界だと、どうすればいいのかと、でも集落の他の人には迷惑はかけられないがという相談内容であったと思います。農業委員会交えて、集落と協議したらどうかという事で昨日の午後1時から私と安永局長さんと二人で集落の方と協議の場を設けました。●●からは14、5名の方が出られ、農地所有者で出て来られなかったのは福岡に在住の方1名であります。</p>
議長	<p>ちょっと地籍図を貼ろう</p>
3番	<p>こんな報告をするとみなさんから怒られるのではないかと思います。 ●●から●●、●●に抜ける通りにあるんですが県道が通っています。集落がここになります。先程、●●●●さんが相談された田がこの辺りになります。これからピンクに塗ってある所は昔は山口型でやられる時にはみんな麦でした。この辺りも麦でした。先に結論から言うと、ピンクに塗られた部分は集落で耕作を放棄すると結論に至りました。この緑と黄色の部分は未整備田です。この未整備田については農地転用を進めていきたいと、この面積がおそらくこの●●地区の耕作面積の半分に近い9haから10haあります。そういうことで、なぜ集落の人がそのように判断されたかという説明をさせていただきます。今の上の方のピンク色の</p>

部分については山口型が終わってから全員自己保全でした。ピンクの所はここ5、6年自己保全だと思われて結構です。それでもこの5、6年はみなさん自己保全でがんばっておられたんですが、恐らく耕作者の半数以上は70歳以上で、我々の中山間地域、この●●地区というのは昔10年か15年前、山口棚田20選に選ばれた所です。という事は、どのような中山間地域かはお分かりだろうと思いますが、昨日もいろいろ協議したんですが、どなたもいくら頑張っても半数の人がもう4、5年だろうと、あの中に地区外に出られている方がいらっしやいまして3人ほど、去年お二方ほどシルバーで草を刈ってもらっています。そのお一人が来られていたのでどのくらいお金がかかったんですかと聞いてみたんですが、あの方の田が2反、3反はないと思うんですけど、やっぱり6万前後かかったと、結論的に言いますと集団でくくって耕作放棄をすれば他人には迷惑をかける。耕作放棄地、遊休農地になれば固定資産が1.8倍になるんですけど、単が2,000円の固定資産税が1.8倍だったら3,600円なんですよね。1町で36,000円だから16,000円上がるだけなんですよ。この草刈りが2、3反で60,000円、もうひと方が多分14、5万円くらい払っているのではないかと多分面積的に言うと、それであればもう諦めようという結論に至りました。最終的にはどういう風になるかという分からないんですが、恐らくあのピンクの中でも割と条件のいいところがあるんですけど、どうもそういう意欲が見受けられないということで、昨日の時点ではこの半田集落の意思として今の地図を書いていただいて引き返してまいりました。以上です。それと、美祢市中山間地域対応もいいわけですよ。他の地域はどういう現状なんだろうかというのを美祢市農業委員会でも今から先把握していく必要があるのではないかという気がするんですが、もしかするとこの半田に近いような集落があってそのままにしておられるかどうかというのもあるかと思うんですけど、その辺をみなさんにご意見をいただきたいと思うんですが、調査をするなりということでございます。

議長

ありがとうございました。今俵委員からありましたように、●●と同じような所がないだろうかという話ですけど、●●●●●という所が●●よりは酷いかもわかりません。面積はさほどありませんけれど、圃場整備された所が上から順番に原野と化している所があります。まだ●●なんかはきちんと管理をさせていただいているだけいいのではないかなと思います。今話を聞きまして、もう他人ごとではないなというのがよく分かりますのでこの問題については、私の方からも県の農業会議の中で話を出していきたいと思います。県の方もですね、腰を上げて対策をしなければ他の地域でもこういう所が増えてくるんじゃないかなと思われま。余談になりますけど、このような地域だからじゃないんですけど、実は萩ではブルーベリーを作ると言ったと思うんですけどブルーベリーを作るからといって1集落を企業が、オリーブですか。オリーブを作るからといって、その集落全てを企業と言いますかそのような農業生産法人が買うという和歌山かどこかでも既に淡路島の辺りではやっているようなんですけど、中には新規就農でここに来て就農したばかりの若者も何人かいると、そういう土地もとにかく地主に金を払って全部買い取っていくという手法で萩の農業委員会がどのように処理したかはよく分からないんですけど、これは大変な問題だという問題も起こっております。そう

	<p>いう風な問題も含めて、起こらないようにどのようにしたらいいかというのはやっぱり今後農業委員会としても考えていく必要があると思うし、いろんな所でこのような事が起こっているとどうしたらいいかという事を言っていただけたら助かります。時々言ってもしてもらえないんだから、言ってもしょうがないんじゃないかと意見を言われる方がいらっしやいますけど、言わなければ始まりません。言え、何回も何回も同じことを言え、最後にはしつこいなどうにかしようということにもなるかもしれません。一ついろんな問題があるということの色んなところで発言してほしいなというふうに思っております。よろしくご協力の方お願いいたします。それでは委員のみなさんより何かありましたら、ありませんようでしたら事務局の方から今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局の方から今後の日程についてお知らせをいたします。総会なんですけど、4月18日の月曜日、午後2時から美祢市勤労青少年ホームで行います。農業相談日は4月10日火曜日これはもう予約が1件入っておりますので相談はある予定です。美祢地区は伊藤新司委員さん、美東地区は岸委員さん、秋芳地区は武藤委員さんでございます。現地調査につきましては4月11日水曜日9時から行います。担当当番委員さんは俵委員さんと倉増委員さんでございます。集合は8時50分をお願いいたします。引き続きまして、農地利用の最適化に関する指針なんですけど先般第2回総会において審議を頂きまして公表の準備をしていたところでございますが、公表前に他の部署等の指摘がありましたので修正を若干しております。そのことを補足、お手元の方にお配りしておりますが説明いたします。まず、基本的な考え方についてなんですけど上から5行目美祢市においてはということ余計な文章がいろいろ付いていたので、この度美祢市においては懸念されていることからというところの部分を遊休農地の発生が懸念されていることからまでの部分を変更しております。続きまして第2以降につきましては行番号の付け方がおかしいということで、それら美祢市の様式に合わせて1.（1でアの次は（アが続くように変更しております。また、現状につきましては平成29年4月に他の担い手の農地集積目標また担い手育成確保、新規参入の促進目標につきましても全部平成29年4月からに変更しております。一部29年3月とか28年4月とかいうのが前回ありましたが全部29年に変えております。また、3ページ目の担い手の育成確保でございますが以前基本構想水準到達者を農林課等に確認いたしましたら、0経営体ということでまた3年後の平成32年の4月を農林課と調整して認定農業者が128、12、0、25と変えております。あとこの表の中に単位がなかったので単位を全部入れております。これで大まかな変更箇所については以上でございます。</p>
議長	<p>では農作業標準賃金。</p>
事務局	<p>続きまして5点ほどありまして、まず1点目の方なんですけど今日手当の方をお配りしております。昨年度美祢市の方で美祢市役所</p>

の方に税務調査が入りまして、毎月の報酬は源泉しておるわけなんです。会議に出席したり、利用権設定された分についてこの分も源泉の対象になるということで昨年みなさんの方から徴収したと思います。それで今年は忘れずに徴収しておりますのでよろしくお願いたします。先程言われました平成30年の農作業標準賃金表でございます。今日お配りしております資料の方をご覧ください。2月26日この会場で平成30年の作業賃金の協議会が農業振興副会長さんが議長になって美祢農林事務所、JA、受託者組合さん、地区の代表の農業委員さんが集まって協議を行いました。その結果、この4月1日広報の原稿でご説明いたしますと、上から4行目のところの畦塗り100円から110円に変更しております。摘要のところは何箇所か修正があったんですが、校正の段階で抜けておりましたので手書きの方で書いております。同じ畦塗りのところの摘要で四隅は残ります。上の方に数字が書いてありますが、石の多い場所は別途双方協議というのを加えています。その下の代かきですが、上代までしか書いてありませんので2回というのを付け加えました。それから下にいきましてコンバインのところでございます。摘要で周り刈り以外の脱穀作業その他条件がある場合は別途双方協議ということになります。他の内容は昨年と変わっておりません。続きまして下の段の方ですが、平成29年の農地の賃借料情報これは平成29年の1月から12月の1年間をかけて農地利用集計計画で告示されたものを修正、まとめたものでございます。字が一番下のところ農地の賃借は賃貸借と使用貸借、賃借となっておりますので、使用貸借と間違えがございましたので修正しております。内容については、いろいろ変更がありまして1番のところは割合が去年は4対6であったものが、今年は賃借の方が多くなって6対4という比率になりました。この標準賃金表につきましては、4月1日の広報に掲載いたしまして、ホームページの方にも掲載いたします。別の委員さんからですけれども、保全管理の内容も項目を載せたらどうかということがありましたが、保全管理であれば草刈りだけの保全管理もございまして、トラクターで代かきとかをする保全管理もございまして、その辺を詰めてからの方がいいのではないかとということで今年は保留にしております。そして利用権設定のみなさんの方に4月1日スタート分を今回議案の方で示しておりますが、この4月過ぎても出される方がいらっしゃいましたら、随時受け付けておりますので事務局の方に提出していただきますようお願いいたします。それから今日お配りしておりますカラーのパンフレットなんです。新日本法規出版さんの方から農地、農業の法律相談ハンドブックの斡旋がありまして、本来なら見本があれば一番いいのですが、ございませんのでせつかく農業委員さん、推進委員さんになられたので買って勉強したいという方がいらっしゃいましたら、月末まで事務局の方でとりまとめますので買ってみたいという方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。それから最後ですが、先程会長さんが言われましたが今から農作業時期に入ります。農作業事故があつてはいけませんので十分気を付けて農作業をしてください。今年の始めくらいに遊休農地で刈った草に火を点けて火事になったというものが新聞でありましたので、十分気を付けて農作業にあたってください。以上です。

全ての議事が終了いたしましたので互礼を行います。

午後 4 時 1 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

